

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成26年12月25日（木）15:26～15:34

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

齋藤 和久 財務省関税局監視課長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 一体的な保税地域の設置の推進

3 閉会

○藤原次長 続きまして、財務省の関係でございます。

「一体的な保税地域の設置の推進」ということで、成長戦略にも書かせていただいております。

項目につきまして、これは速やかに結論を得るという形になっておりますが、本日はフォローアップをさせていただきます。

時間が35分間でございますので、10分程度御説明をいただいて、意見交換とさせていただきます。

それでは、八田座長、お願いいたします。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくございまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○齋藤課長 財務省関税局監視課長の齋藤でございます。よろしくお願いたします。

この一体的な保税地域の設置の推進につきましては、ことしの5月20日に本ワーキンググループでヒアリングをしていただきまして、保税地域につきまして詳しく御説明させて

いただきまして、現行制度で対応可能ということについて御理解をいただいているところだと思います。

おさらいのようで恐縮でございますけれども、1枚紙で簡単に概要をもう一度御説明させていただきますと思います。

保税地域につきましては、ここにございますように、秩序ある貿易を維持して、税の徴収の確保を図るということと、貿易の振興に役立てることを目的としております。

貿易の秩序の維持ということですと、不正薬物ですとか、拳銃ですとか、我々は社会悪物品と言っておりますけれども、そういうものの流入を防いだり、あるいは輸出してはいけないような貨物が輸出されないように監督をするという点がございます。

貿易の振興ということでございますと、保税地域の種類というのが右下のほうに5種類書いてございますけれども、関税や消費税を留保したまま、支払うことなく加工したり、展示したりして、加工したものはそのまま税を納めることなく外国へ輸出できるという仕組みになっていて、貿易の振興に資しているものでございます。

保税地域の種類はここに5つございますけれども、それぞれ簡単に申しますと、蔵置を目的としているところと、原材料などを入れて加工してそのまま外国へ出していく保税工場のようなもの。博覧会のようなもの、保税展示場と言っていますが、展示目的で外国から到着した貨物を税を納めることなく展示していただいて、展示会が終わったらそのまま外国へ出していただくというような保税展示場。このような蔵置場、工場、展示場を合わせた総合保税地域というものがございます。

これらの保税地域は、それぞれ保税運送という手続をとっていただければ、税金を納めることなく貨物をどこへでも持っていけるという仕組みになっておりまして、保税蔵置場の管理者と保税工場の管理者は全然別の法人であっても問題ございません。そのあたりは保税運送という手続で、税金を納めることなくそのまま持っていきますので、このような保税地域を保税運送ということで一体的に扱うことは現在でも可能になっております。

これは具体的には新潟市のほうから御要望があったものだとは承知しておりますけれども、新潟市のほうでは、12月に行われました区域会議におきまして、議論をして、一体的な保税地域の設置の推進につきましては、今後、追加に向けて検討すべき事項に挙がってはいると聞いておりますが、現時点ではどなたがどんな事業をやるのかというのが一切決まってはいないと聞いております。

我々は具体的なものが出てきたときにこれを当てはめてみてどうなるのかというのを考えていきたいと思っているということが現状でございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

新潟のほうはその後は変化はないですか。

○藤原次長 新潟からはその後の区域会議ではこの話について具体的なお話はないのですが、むしろ、財務省さんとどういう感じの議論になっているかということなのですけれど

も、何かお話を伺いましたか。

○齋藤課長 我々も聞いてはいるのですけれども、事業者がまだ誰も手を挙げていないため、具体的に何も進んでいないということしか聞いておりません。

○八田座長 わかりました。この間かなり明確に、もともと新潟市さんが考えておられたようなことだったら現行法でもできますよということを御説明いただいたと思います。

これについて、八代さんのほうからは何か。

○八代委員 私はよくわからないので。

○八田座長 それでは、よろしいですかね。

○藤原次長 全国の提案の中からも総合保税地域の話とかはニーズが高いものですから、当初、新潟市が言っていたような方向でこういった決定文書をいただいたわけですから、またいろんなところから同じような議論が出てくると思いますので、ケース・バイ・ケースだと思いますが、またよく連携して処理していくということが大事だと思っていますので、よろしく願いいたします。

○八代委員 1点すみません。技術的なことでお聞きしたいのですが、漫画のところに「税関の審査・検査を受け、関税等を納付することにより保税地域から外国貨物を出すことが可能」ということですが、保税地域というのはそもそも税金を納付せずに外国にもう一回出してもいいわけですね。ちょっとそのところ。

○齋藤課長 すみません。これは貨物には輸入と輸出とございます。輸出というのは日本で作った貨物を外国に出すということです。その場合も出してはいけないものは出してはいけないものですから、税関では輸出する貨物もちゃんと保税地域に入れておいてもらって、そこで輸出申告というものをさせていただいて、税関でそれが輸出していいものかどうかというチェックを受けて、許可を受けたら保税地域から外国に持ち出すことはできるという意味で書いてございます。

○八代委員 これは日本企業の話なのですね。わかりました。それで、右のほうは外国企業が日本に持ち込んで。

○齋藤課長 保税地域というのは、外国企業でももちろん構いませんが、基本的には日本の企業が保税蔵置場なり保税工場の許可をとって、事業を行うものでございます。

○八代委員 だけれども、日本企業だったらわざわざ税金を払う必要はもともとないわけですね。

○齋藤課長 輸入する場合は、日本の事業者の方であっても関税とか消費税がかかります。

○八代委員 主体が日本企業でも輸入する場合はもちろんこれが要ると。それで、輸出する場合は一旦保税地域に入れてこの審査を受ける。輸出する場合は必ず入れなくてははいけないのですか。

○齋藤課長 許可を受けるときには入れておいていただかないといけません。輸出申告は保税地域に入れる前にでもできるのですけれども、許可を受けるときにはそこに入れておいていただかないと。

○八代委員 自動車会社が自動車を輸出するときは直接工場から自動車専用船に載せますね。あれは保税地域を通らずに。それは特別な許可を受けているから構わない。

○齋藤課長 巨大貨物のように保税蔵置場のようなところに置けない貨物もありますから、それは保税地域とは別途他所蔵置と我々は言っていますけれども、新たに許可をとっていただいて、そこに置いていただければ、保税地域と同じ効果がございます。

○八代委員 どうも技術的なことで申しわけございません。

○八田座長 どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。